

# 平成29年度 国有財産監査の結果

平成30年7月4日  
財務省理財局

# 国有財産の監査

## 監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施。

具体的には、監査の基本的な考え方及び毎年度の監査方針を各省各庁及び財務局等へ明示した上で、毎年度財務大臣の定める監査方針に従い、財務局等が実地監査計画を立て実地監査。

## 平成29年度における監査結果

平成29年度については、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」や「研修施設」(注)といった公用財産の実地監査を重点的に実施。

また、公共用財産については、「港湾施設」を実地監査。

(注)各省各庁が保有する研修施設については、会計検査院による「各府省等における職員の研修の実施状況等についての報告書」が平成29年1月に国会へ報告され、同年6月、参議院決算委員会において、各省各庁が保有する研修施設の有効活用等を求める「平成27年度決算審査措置要求決議」がなされている。

### 《監査結果の概要》

全国11の財務局等において、521件の実地監査を実施し、そのうち135件(25.9%)について問題点を指摘。

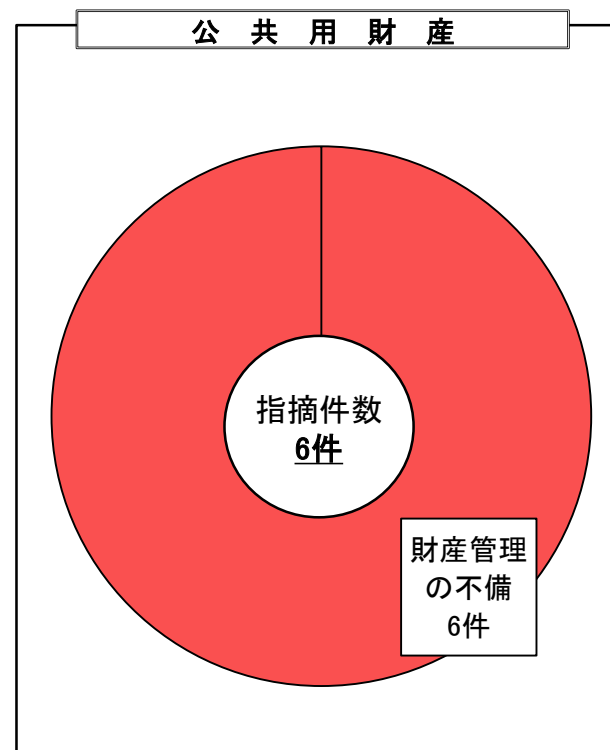
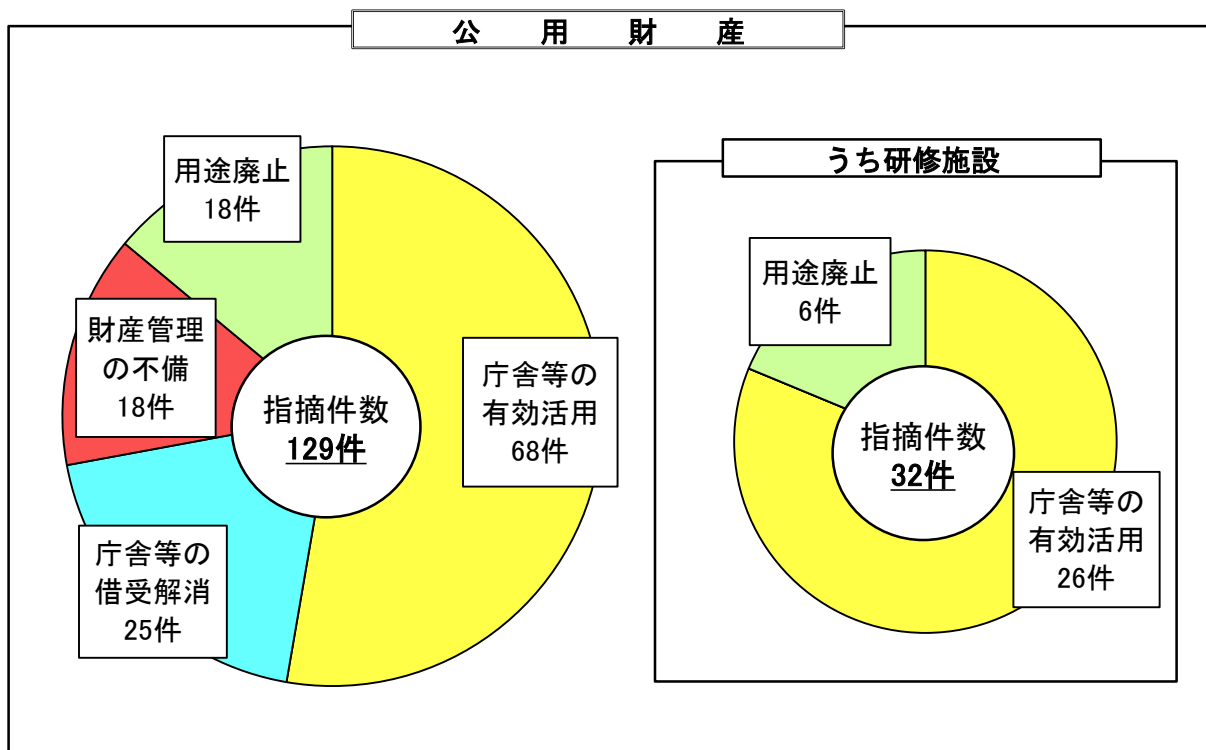
具体的な内容については、以下のとおり。

- 庁舎等 : 非効率使用の改善や余剰のある庁舎等への移転により、有効活用、借受解消や用途廃止等を求めた。(実施件数 462件のうち、指摘件数 97件)
- 研修施設 : 他府省等への貸出し等による施設の有効活用、一部又は全部の用途廃止を求めた。(実施件数 47件のうち、指摘件数 32件)
- 港湾施設 : 管理委託契約上の利用計画と現況が相違していたため、是正を求めた。(実施件数 12件のうち、指摘件数 6件)

## (参考)

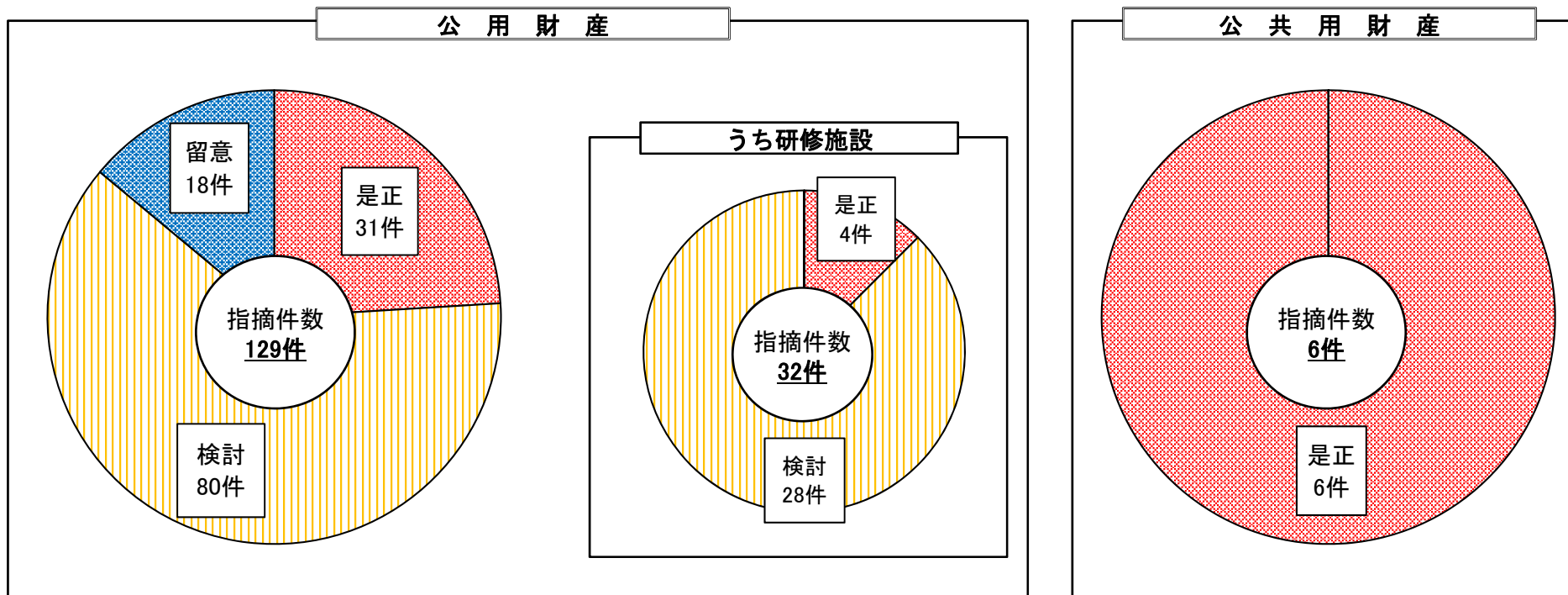
平成30年度においては、引き続き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」や「研修施設」の実地監査に重点的に取り組むほか、昨年度と同様に、主として財産の実態把握等を目的とした試行的な実地監査に取り組んでいるところ。

# 平成29年度監査結果(指摘内容別)



指摘内容	公用財産		公共用財産	合計	
	件数(件)	うち研修施設		件数(件)	割合(%)
		件数(件)			
有効活用	68	26	0	68	50.4
借受解消	25	0	0	25	18.5
財産管理の不備	18	0	6	24	17.8
用途廃止	18	6	0	18	13.3
合計	129	32	6	135	100.0

# 平成29年度監査結果(指摘区分別)



- 是正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等
- 検討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
- 留意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

指摘区分	公用財産		公共用財産	合計	
	件数 (件)	うち研修施設 件数 (件)		件数 (件)	割合 (%)
是正	31	4	6	37	27.4
検討	80	28	0	80	59.3
留意	18	0	0	18	13.3
合計	129	32	6	135	100.0

- 平成29年1月、会計検査院において、各省各庁が保有する研修施設の稼働状況等について、「各府省等における職員の研修の実施状況等についての報告書」が国会及び内閣に報告された。
- その後、平成29年6月、参議院決算委員会において、各省各庁が保有する研修施設について、「保有する研修施設の使用状況を適切に把握し、施設の利活用に一層取り組むとともに、稼働率が著しく低い施設については、その在り方を速やかに検討すべきである。」との審査措置要求決議がなされ、財務省においては、国有財産を総括する立場から、以下のとおり取組を行ったところ。

### 【財務省における取組】

#### 〈研修施設の使用状況の把握〉

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条に基づき、各省各庁から財務大臣あて提出される、「庁舎等使用現況及び見込報告書」に各施設の稼働率を明記させることとした。

これにより、毎年度の施設の稼働率の把握を進めることとしている。

#### 〈研修施設の監査の実施〉

稼働率が特に低調と認められる研修施設について、監査を行うこととし、平成29年度においては、47件の監査を実施。

このうち、32件について、他府省等への貸出し等による稼働率の改善に向けた取組を求めるなどの監査指摘を行ったところ。

### 【今後の取組】

平成29年度に実施した監査について、その結果をフォローアップしていくとともに、「庁舎等使用現況及び見込報告書」により研修施設の稼働率を把握し、稼働率が低調と認められる施設について改善を求めるなど、その有効活用を促進。

また、上記の取組を行ってもなお、改善が認められない場合には、必要に応じて監査を実施し、施設の用途廃止を含め、その在り方の検討を求める。